

## 鳥取県環境保全活動支援補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県環境保全活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

**第2条** 本補助金は、県内の法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下単に「団体」という。）の県内における環境の保全及び快適な環境の創造に資する自主的な活動を促進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

**第3条** 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる団体に対し、一の年度において、一の対象団体につき一事業に限り、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、対象事業としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業

(2) 過去に交付金の交付を受けたことがある団体が行う、当該過去に交付を受けた対象事業と同一の事業（その内容が更に充実し、かつ発展したものを除く。）

(3) 既に本補助金の交付決定を受けた団体と構成員の3分の1以上が重複する団体（活動目的が類似するものに限る。）が実施する事業であって、活動内容が既に交付決定を受けた団体の事業と類似のもの

(4) 国若しくは地方公共団体又は公益法人から、その定めるところにより補助（本補助金を除く。）若しくは助成又は委託を受けて行う事業

3 本補助金の額は、補助事業に要する経費（別表2の1に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に限る。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から当該補助事業に係るその他の収入（本補助金を除く。）の額を差し引いた額（千円未満の端数は切り捨て）以下とし、10万円を上限とする。

4 各年度の補助事業は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に実施する事業とする。ただし、当該年度の本補助金の交付決定日前に着手した補助事業については、県は本補助金の交付を保証するものではない。

5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

**第4条** 本補助金の交付申請は、その年度の2月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2

条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

#### (交付決定の時期等)

**第5条** 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、**様式第3号**によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

#### (承認を要しない変更)

**第6条** 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 補助事業の目的、効果に変更をもたらす変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

#### (実績報告の時期等)

**第7条** 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ**様式第4号**及び**様式第5号**によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、**様式第6号**により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

#### (雑則)

**第8条** 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月30日から施行し、平成29年度に実施する事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月27日から施行し、平成31年度に実施する事業から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月30日から施行し、令和3年度に実施する事業から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度に実施する事業から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

1 対象事業	2 事業実施主体
<p>「自立分散型エネルギーの推進」、「環境実践の展開」、「循環型社会の構築」、「安全・安心な生活環境の実現」又は「健全な自然生態系の確保」に資すると認められ、他の模範となる次に掲げる活動</p> <p>① 実践活動</p> <p>② 教育啓発活動</p>	<p>次の要件をみたす団体とする。</p> <p>① 主として県内で活動する団体であること。</p> <p>② 定款、規約又は会則等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。</p> <p>③ 独立した経理の機能が確立していること。</p> <p>④ 代表者が明らかであり、5人以上の構成員で構成され、その過半数が県内に在住し、在勤し、又は在学していること。</p> <p>⑤ 団体の本拠としての事務所を県内に有すること。</p>

別表 2 (第 3 条関係)

1 補助対象経費

区分	主な内容
報償費	外部からの講師、専門家及び出演者への謝礼、調査研究等に係る報償（交付対象団体の構成員に対するものは除く。）
旅費	講師及び専門家の交通費、宿泊費等に要する経費
需用費	チラシ、ポスター、報告書等の作成、消耗品等の購入費等
役務費	行事保険料等
委託料	事業の附帯業務を第三者に委託する場合の経費（機械搬入、設営等）
使用料及び賃借料	イベント等の会場使用料、機器類のレンタル料等
その他	知事が必要かつ適切と認めたもの（交付対象経費になるか否かについては、個別に経費の内容を審査する。）

2 補助対象経費外

- (1) 交付対象団体の事務所を維持する経費
- (2) 交付対象団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 交付団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- (4) 飲食費（食事、弁当、茶菓等）
- (5) 商品券や記念品等の購入経費
- (6) 備品（1品10万円以上）の購入経費
- (7) 汎用性があり、目的外使用になりえるもの（例：パソコン等）の購入経費
- (8) 県内事業者への発注が困難でないにも関わらず県外事業者に支払った経費
- (9) 土地の取得、造成、補償に関する経費
- (10) 交付対象団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- (11) その他、交付事業に直接関係ない経費、知事が適切でないとして認めた経費等



様式第2号（第4条関係）

年度鳥取県環境保全活動支援補助金 収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
自己資金		
県補助金		鳥取県環境保全活動支援補助金
その他の収入		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

費 目	予算額	積 算 内 訳
合 計		

※欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

様

職氏名

年度鳥取県環境保全活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県環境保全活動支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県環境保全活動支援補助金交付要綱（平成26年3月31日付第201300202429号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第3項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

6 その他追加する交付要件等





様式第5号（第7条関係）

年度鳥取県環境保全活動支援補助金 収支決算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	積 算 内 訳
自己資金				
県補助金				鳥取県環境保全活動支援補助金
その他の収入				
合 計				

2 支出の部 (単位：円)

費 目	予算額	決算額	差引増減額	積 算 内 訳
合 計				

※欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所  
申請者 氏 名

年度鳥取県環境保全活動支援補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日第 号により交付決定があった鳥取県環境保全活動支援補助金について、鳥取県環境保全活動支援補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額又は事業実績報告額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要  
県補助金返還相当額）  
金 円

（注）別紙を添付すること。

(別紙)

年度鳥取県環境保全活動支援補助金に係る仕入控除税額

1 補助金確定(見込)額

円

2 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳

(単位:円)

区 分	課税仕入			非課税仕入 使用分	合 計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳					
	合 計				

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。